

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認愛知地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	13 件
国民年金関係	9 件
厚生年金関係	4 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	33 件
国民年金関係	22 件
厚生年金関係	11 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年4月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年4月から52年3月まで

昭和52年11月の婚姻をきっかけに、未納だった保険料を1年分まとめて妻が納付したと記憶している。証拠となるものは無いが、申立期間が未納とされていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と短期間である。

また、申立人は申立期間を除き国民年金加入期間に未納は無く、申立期間前後の国民年金保険料については納付済みとされている。

さらに、申立人の妻は自身の未納であった昭和50年4月から52年3月までの保険料を同年8月に過年度納付しており、同様に申立人の53年1月から同年3月までの保険料を同年7月に過年度納付していることが確認できることから、申立人の保険料を納付していたとする申立人の妻は、当時、納付可能であった未納期間について保険料納付に努めていたことがうかがわれ、申立期間のみが未納とされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和46年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年12月から46年3月まで
役所から言われたため、昭和45年12月から46年3月までの4か月分の国民年金保険料を46年3月に支払った。

社会保険事務所では、この4か月については、私の妻が厚生年金保険に加入していた期間であったことが判明したため、既に保険料を還付したとの説明を受けたが、還付を受けた記憶は無く、この4か月分の保険料は納付済みとされるべきである。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁が保管する年金記録によれば、申立人は、昭和46年3月ごろに国民年金被保険者資格取得手続を行い、45年12月に強制加入により資格を取得したとの処理が行われたものとみられる。

また、申立人が所持する国民年金手帳の検認記録から、申立人は昭和46年3月3日に申立期間の保険料を納付したことが確認できるほか、社会保険庁が保管する申立人の被保険者台帳（マイクロフィルム）から、申立期間4か月分の保険料の還付は行われたものとみられる。

一方、申立人の妻は申立期間のうち昭和46年2月まで継続して厚生年金保険に加入していたことから、本来、申立人にとっては同年同月までは任意加入対象期間であったことになり、申立人は45年12月までさかのぼって強制加入したとされるべきではなく、同年12月から46年2月までの3か月分の保険料についても納付する必要は無かったことから、この3か月分の保険料の還付については合理性が認められる。

しかし、申立期間のうち昭和46年3月については、強制加入被保険者として国民年金の被保険者となる期間であり、保険料が還付される前は納付済期間となっていたことから、この期間については納付済期間とする必要がある。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和46年3月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年4月から同年9月まで

昭和58年か59年ごろから、複数回にわたり、A市B区役所から国民年金への加入勧奨を受けた。加入時期は定かでないが、加入時に、さかのぼって保険料を支払うようにと説明を受け、その後、送付された納付書により、申立期間の保険料をさかのぼって支払った。

保険料の納付の事実が確認できるものは何も無いが、申立期間について保険料の納付があったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A市が保管する被保険者名簿によれば、申立人は昭和61年4月末に国民年金被保険者資格取得を行ったものとみられるが、申立人はこの時点で時効に到達していなかった59年4月以降の未納保険料の解消に努めていたことがうかがわれる。

また、昭和59年4月以降において保険料が未納とされているのは申立期間のみで、かつ6か月と短期間であり、申立期間前後の期間の保険料については納付済みとされているのに、申立期間のみ未納とされているのは不自然である。

さらに、申立人は申立期間の保険料を郵便局、信用金庫、又は銀行で納付書により納付したとしているが、申立期間当時、申立人が納付していたとするいずれの金融機関においても保険料の納付は可能であったとしているなど、保険料の納付方法に関する申立人の主張に矛盾は無い。

加えて、申立人は申立期間の保険料を3か月分ずつまとめて2万円ぐらい納付していたとしているが、実際の申立期間の3か月分の保険料は2万220円であり、申立人の主張と一致する。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月から47年3月まで

私は65歳になって社会保険事務所に老齢基礎年金の裁定請求に行った際、昭和46年度分の保険料が未納となっていることが分かった。私が所持する国民年金手帳の同年度の検認記録欄にはすべて(納)印が押されている上、「46.12.20A郵便局へ納付の45年度分保険料4,800円を充当、47.2.22残額の600円を納付」と記載されており、この期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する国民年金手帳の申立期間である昭和46年度検認記録欄には、12か月分すべて(納)印が押印され、「46.12.20A郵便局へ納付の45年度分保険料4,800円を充当、47.2.22残額の600円を納付」と記載されている。

申立人の国民年金手帳の昭和45年度検認記録欄には、昭和45年4月から同年9月までの欄に検認印が押印されている上、申立人は46年9月6日に45年10月から46年3月までの保険料(2,700円)を過年度納付した「納付書・領収証書」と、同年12月20日に昭和45年度分の保険料(4,800円)を過年度納付した「納付書・領収証書」を所持している。このことから、申立人は同年度分の保険料を二重に納付したことになり、前述の申立人の国民年金手帳の記載内容と符号する。

また、申立人に二重に納付した昭和45年度分保険料の還付を受けた記憶は無い上、B社会保険事務所保管の過誤納控ノートには、申立人について「4800円、二重納付、46.12.22」の記載があるものの、還付したことをうかがわせる記録が無く、申立人の被保険者台帳(マイクロフィルム)にも還付したこと

をうかがわせる記録は無い。

さらに、申立人の国民年金手帳に記載されている「47. 2. 22 残額の 600 円を納付」については、社会保険庁の記録及び申立人が所持する領収書からは確認できないものの、申立人が二重納付した保険料額は 4,800 円であり、これを昭和 46 年度分保険料（5,400 円）に充当するには 600 円不足し、この不足分を申立人が昭和 47 年 2 月 22 日に納付したと推認することが可能である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和37年4月から38年3月までのうちの4か月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から38年3月まで（このうち、昭和37年4月から38年3月までの間で納付済みとなっている8か月を除く）

銀行員であった私の父は、国民年金の制度発足時に私の将来を考えて加入手続をし、保険料を納付してくれていた。2度目の結婚の時に、国民年金手帳を父から渡されるまで、私はその事実を知らなかった。父は既に亡くなっており、当時の詳細は分からないが、申立期間について未納となっていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和35年11月25日にA市B区で払い出されており、申立人の父親はこのころに申立人の国民年金加入手続を行ったものとみられる。

申立人からの事情聴取及び戸籍の記載によると、申立人は国民年金加入後、婚姻等により住所地の異動を行っているが、昭和37年2月から38年12月までの間は、申立人の父親と同居していたものと推認できる。

社会保険庁の記録によれば、申立人の父親は、申立人の保険料の納付開始時期は不明であるものの、昭和37年度分の保険料から納付を行っている。この時期は申立人が父親と同居している期間であること、及びA市においては昭和37年11月から集金人制度が開始されていることを考慮すると、申立人の父親は同居していた申立人のために集金人が自宅に来るようになってから、申立人の保険料の納付を開始したと推認することが可能であり、集金人に納付することが可能であった37年度の保険料について、8か月分のみを納付し、残りの

4か月分を納付しないのは不自然である。

一方、申立期間のうち昭和36年4月から37年3月までの期間については、申立人は婚姻のため申立人の父親と別居であったこと、及び申立人のこの期間の保険料を納付したとする申立人の父親は、既に死亡しており、当時の状況を確認することはできないことから、申立人の父親がこの期間の申立人の保険料を納付したことをうかがわせる事情は見いだせない。

また、前述のとおり、申立人の父親は、昭和37年11月の集金人による収納開始以後に申立人の保険料納付を開始したものと推認されるが、この時期を基準にすると同年3月以前の保険料は過年度納付となり、集金人は過年度保険料を取り扱っていなかったことから、申立人の父親がこの期間の申立人の保険料を納付したとは考え難い。

さらに、申立人の父親がこの期間の申立人の保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和37年4月から38年3月までのうちの4か月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 4 月から 63 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 4 月から 63 年 3 月まで

私は、昭和 50 年 3 月ごろ、A 市役所 B 支所で国民年金の加入手続を行って年金手帳を受領した。申立期間当時の保険料は、納付書により、2 か月ごとに自宅近くの金融機関で納付し領収書をもらっていた。夫の分も納付しており、申立期間について、夫が納付済みで私が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間について保険料の未納は無いほか、昭和 53 年度から 57 年度までの保険料は前納しているなど、納付意識は高かったものと認められる。

また、申立人は、その夫の国民年金保険料は納付組織で納付し、申立人の保険料は 2 か月ごとに金融機関で納付していたとしている。この点については、その当時、A 市では、納付組織での納付と金融機関での自主納付が併存していたこと、及び申立期間の直前の昭和 61 年度から 1 か月ごとの納付書の発行が開始され、2 か月ごとの納付も可能であったことが確認でき、申立人の説明に不自然な点は見受けられない。

さらに、申立人の夫は、申立期間を含むすべての期間の国民年金保険料を納付しており、申立人が、申立期間の 12 か月の保険料のみ未納としたとするのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和40年1月から41年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年5月から41年12月まで

私は高校卒業後、家業の魚屋を両親と一緒に営んでいた。市役所から女性の集金人が自宅兼店舗に来て、母親が国民年金と国民健康保険の保険料と一緒に納付していた。その際、国民年金手帳に印を押していたと思う。また、国民年金手帳をすぐに出せない時は領収書のようなものを受け取っていたように思う。申立期間について、両親は納付済みであり、集金人が、私の保険料だけ集金しないとは考えられない。納付の事実を確認できるものは残っていないが、保険料の納付があったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録により、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和42年1月に払い出されたことが確認でき、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。このことから、申立人の国民年金加入手続は同年1月ごろに行われたものと推認され、申立期間当時には、未加入であったことから、その当時に、申立人の母親が申立人の保険料を納付することはできなかったと考えられる。

一方、A市が保管する申立人の被保険者名簿では、昭和42年2月23日に同年1月及び同年2月の国民年金保険料が納付されたことが記録されている。このことから、集金人が初めて申立人の保険料を集金したのは同日であったと推認され、その時点では、申立期間のうち40年1月から41年12月までの保険料を過年度納付及び現年度納付することが可能であった。

また、申立人は、その母親が集金人に国民年金保険料を納付していたとしており、申立人が居住するA市では、集金人が現年度保険料を集金するほか、過

年度保険料を預かって納付手続を代行していたことがあったとしている。

さらに、申立人の国民年金保険料を納付していたとするその母親は、国民年金の制度発足以降すべての保険料を納付しているほか、申立人の父親及び申立期間当時、申立人と同居していたとするその弟も全期間の保険料を納付しており、申立人の母親の保険料納付意識は高かったものと認められる。

加えて、申立人の弟については、昭和42年1月に20歳の時点（41年9月）までさかのぼって国民年金保険料が納付されたことが被保険者名簿により確認でき、申立人の母親が、申立人についても、40年1月から41年12月までの保険料をさかのぼって納付することが可能であったにもかかわらず、これを納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和40年1月から41年12月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年7月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年7月から同年12月まで

申立期間の国民年金保険料は自宅に来る集金人にまとめて納付したと思う。年度をさかのぼって納付したこともある。昭和36年4月から納付し始めて、2年目の37年に私が忘れて保険料を納付しないことは無いので、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は昭和36年4月の国民年金制度発足以降の国民年金加入期間340か月（第3号被保険者期間33か月を除く。）のうち申立期間の6か月を除き未納は無く、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

また、申立人の所持する国民年金手帳の昭和37年度及び38年度の印紙検認記録欄には検認印は押されていないが、社会保険庁の記録では、申立期間以外の期間は納付済みと記録されている。このことから、申立人が37年度及び38年度の保険料をいったんは未納としたが、後日に過年度納付に努めていた状況がうかがえ、未納とした期間24か月のうち18か月の保険料を過年度納付したにもかかわらず、申立期間の保険料のみ未納としたとは考え難い。

さらに、申立期間の直後の昭和38年1月から同年3月までの国民年金保険料は当初、未納と記録されていたが、平成9年7月に当該期間が納付と記録訂正されており、行政における申立人の年金記録管理に適正を欠いていた状況が見受けられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から47年3月まで

昭和50年11月か12月ごろに、未納であった国民年金保険料の一括納付の救済制度を利用して、私が、母親と自分の未納保険料を納付した。妹夫婦も、私から促されて、一括納付の制度を利用して納付した。それにもかかわらず、母親と妹夫婦は完納で、私は未納になっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除くすべての期間の国民年金保険料を納付済みである。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したとする昭和50年11月から12月は、未納保険料を一括して納付することができる特例納付（第2回）の実施期間中であり、申立期間の国民年金の資格は、特例納付により保険料を納付することができる強制加入である。

さらに、A市が保管する申立人の母親の被保険者名簿では、申立人の母親は、同市在住当時には国民年金保険料は未納と記録されているが、社会保険庁の記録では、すべての期間の保険料が納付済みと記録されている。このことから、申立人の母親は、特例納付により同市在住時の保険料を納付したものと推認され、申立人及びその母親の未納保険料を一緒に納付したとする申立人の説明と符合する。

加えて、申立人の妹は、申立人から、「私と母親は、未納の国民年金保険料を納付した。今なら納付できるので、未納なら納付したらどうか。」と勧められたと証言しており、社会保険庁の記録では、申立人の妹夫婦は、昭和50年12月に特例納付を行ったことが確認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支社における資格取得日に係る記録を昭和51年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年10月1日から同年11月1日まで

昭和51年10月1日にA社の本社からB支社に転勤となり、継続して勤務していたが、B支社での資格取得日が同年11月1日となっており、1か月の未加入期間があるのは納得できないので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出を受けた在籍証明書、雇用保険加入記録、A健康保険組合の被保険者記録及び申立人が提出した給与明細書により、申立人がA社に継続して勤務し（昭和51年10月1日にA社本社から同社B支社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和51年10月の給与明細書の厚生年金保険料控除額及び同年11月の社会保険事務所の記録から、14万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る昭和51年10月の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てのとおり被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立期間③については、申立人のA社B支店における資格喪失日は昭和31年10月1日であると認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和31年9月の標準報酬月額については、1万4,000円とすることが妥当である。

また、申立期間②については、申立人は、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和26年8月6日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を5,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和7年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和25年3月12日から同年5月1日まで
② 昭和26年8月6日から27年1月10日まで
③ 昭和31年9月30日から同年10月1日まで

私は学校を卒業後、昭和25年3月12日からA社に入社し、同社グループ内の支店に何度か転勤しているが、定年退職するまで継続して勤務していた。

しかし、年金記録を確認したところ、記録が欠落している期間があることが分かったが、入社から退職までA社グループ内で継続して勤務していたので、年金記録が欠けているのは納得できない。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③については、社会保険事務所が保管しているA社B支店の厚生年金保険被保険者台帳によると、申立人の資格喪失日が昭和31年9月30日から同年10月1日に訂正されていることが確認できる。

また、昭和57年3月の時点で社会保険庁が申立人に提出した厚生年金保険被保険者記録（回答）においても、申立人の資格喪失日が31年10月1日であることが確認でき、申立人に係る社会保険事務所の記録管理に不適切な状況が認め

られる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人のA社B支店における資格喪失日は昭和31年10月1日であると認められる。

なお、昭和31年9月の標準報酬月額については、同年8月の社会保険事務所の記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

申立期間②については、A社の人事記録、雇用保険の記録等から判断すると、申立人が申立てに係る事業所に継続して勤務し(昭和26年8月6日に本社からB支店に異動)、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、昭和27年1月の社会保険事務所の記録から、5,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間②に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てのおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間①については、雇用保険の記録及びA社が保管している人事記録により、申立人が同社に勤務していたことは認められる。

しかし、社会保険事務所が保管している申立人に係る厚生年金保険被保険者記号番号払出簿及び厚生年金保険被保険者原票によると、申立人及び申立人と同時期に資格取得した複数の同僚の資格取得日はいずれの記録も昭和25年5月1日であることが確認でき、社会保険事務所の記録に不自然な状況は見当たらない。

また、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料は無く、ほかに申立てに係る事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支社における資格取得日に係る記録を昭和21年5月10日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を420円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年5月10日から同年6月25日まで

私は、昭和13年5月3日にA社B支社に入社した。17年12月に軍隊に召集され、21年春に召集解除されるまでは従軍していたが、復員後も同社に勤務し、53年10月31日に退社するまで勤務していた。従軍期間中も会社からは給料が支払われ、厚生年金保険の記録もあるのに、申立期間が未加入期間とされているのは納得できないので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C県発行の軍歴証明書によると、申立人はA社B支社に係る勤務期間のうち、昭和17年12月1日から21年4月26日まで軍隊に召集されていたことが確認できる。

また、社会保険事務所が保管しているA社B支社の厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、旧厚生年金保険法第59条の2に基づき、陸海軍に徴集又は応集された場合、その期間の保険料が全額免除されたことを示す「第59条の2」の表示があることから、申立人は従軍期間中も同社の被保険者とする取扱いの対象者であったが、申立人が復員した昭和21年4月26日に合わせ、同年5月10日をもって保険料の免除期間が解除されるとともに、被保険者資格の喪失手続がなされたものと推認される。

一方、社会保険事務所が保管しているA社B支社の厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人は昭和21年6月25日に厚生年金保険の資格を取得（別年金番号）しているため、申立期間の厚生年金保険の記録が無い。

しかし、A社発行の在籍証明書により、申立人は、昭和13年5月3日から53年10月31日まで同社に継続して勤務していたことが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和21年6月の社会保険事務所の記録から、420円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の標準報酬月額記録については、申立期間のうち、平成9年8月、同年10月及び11月並びに10年1月及び2月については34万円、9年9月、同年12月、10年3月及び4月並びに同年6月については32万円に訂正する必要がある。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年8月1日から10年11月30日まで

私は、申立事業所に平成9年8月に入社し、同年9月30日支払の給与から、標準報酬月額34万円に対応する保険料2万9,495円を控除されていた。

しかし、社会保険庁の記録では、申立期間15か月の標準報酬月額については、同社から支給された報酬より低い報酬月額とされているので、実際に支給された報酬に対応する標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管している給与明細書によると、申立人は、申立期間のうち、平成9年8月から10年7月までの期間、その主張する厚生年金保険料控除額に見合った標準報酬月額に基づく保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内のため、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立期間のうち、給与明細書において確認できる保険料控除額から、平成9年8月、同年10月及び11月並びに10年1月及び2月については34万円、給与明細書において確認できる報酬月額から、9年9月、同年12月、10年3月及び4月並びに同年6月については

32万円に訂正する必要がある。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、給与明細書において確認できる保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が、平成9年8月から10年4月までの期間及び10年6月は一致せず、また、事業主から社会保険事務所に対して、資格取得時の届出以降、翌年の算定基礎届の時期まで標準報酬月額に関する届出が無いことから、事業主は給与明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額を届け出ず、その結果、社会保険事務所は、当該期間について、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成10年5月及び同年7月から同年9月までの期間については、給与明細書において確認できる保険料控除額から、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額のいずれか低い方の額が、社会保険事務所の記録における標準報酬月額を超えないことから、記録を訂正する必要は認められない。

また、平成10年10月については、給与明細書において確認できる保険料控除額から、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額に見合う標準報酬月額と社会保険庁の標準報酬月額が一致していることから、記録を訂正する必要は認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年3月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年3月から46年3月まで

私は昭和45年の冬ごろ、A市役所B支所で、それまでの未納保険料を納付することが可能であることを説明され、言われた金額をその場で現金で一括納付した。

申立期間の保険料の納付があったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する国民年金手帳は昭和46年10月に発行されていることから、このころ申立人は国民年金被保険者資格取得手続を行ったものとみられるほか、社会保険庁が保管する申立人に係る被保険者台帳（マイクロフィルム）によれば、申立人の当初の資格取得日は39年3月30日として処理されていたことが確認できることから、申立人は被保険者資格取得手続を行ったころに実施されていた第1回特例納付（昭和45年7月から47年6月まで実施）及び過年度納付により申立期間すべての国民年金保険料を納付することは可能であった。

しかしながら、申立人が申立期間について納付したとする保険料額（夫婦分合わせて4から5万円）は、実際に申立期間の保険料を納付するのに要する金額（納付時期により異なり最低でも夫婦分合わせて8万7,450円）からは乖離^{かいり}している。

また、申立人は、申立期間の保険料をA市役所B支所で納付したとしているが、当時、同支所で特例納付及び過年度納付を行うことはできなかったほか、申立人が同支所で国民年金被保険者資格取得手続を行った時に言われた金額をその場で納付した際、領収書を受け取った記憶は無いとしている点も不自然

である。

さらに、申立人に対して、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、申立期間の保険料が納付されたことをうかがわせる関連資料（確定申告書、家計簿、日記等）も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から46年3月まで

私の妻は昭和45年の冬ごろ、A市役所B支所で、それまでの未納保険料を納付することが可能であることを説明され、言われた金額をその場で現金で一括納付した。

申立期間は厚生年金保険加入期間中であったが、説明されるまま二重で納付したので、申立期間の保険料の納付があったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する国民年金手帳は昭和46年10月に発行されていることから、このころ申立人は国民年金被保険者資格取得手続を行ったものとみられるほか、社会保険庁が保管する申立人に係る被保険者台帳（マイクロフィルム）によれば、申立人の当初の資格取得日は36年4月1日として処理されていたことが確認できることから、申立人は被保険者資格取得手続を行ったころに実施されていた第1回特例納付（昭和45年7月から47年6月まで実施）及び過年度納付により申立期間すべての国民年金保険料を納付することは可能であった。

しかしながら、申立人が申立期間について納付したとする保険料額（夫婦分合わせて4から5万円）は、実際に申立期間の保険料を納付するのに要する金額（納付時期により異なり最低でも夫婦分合わせて8万7,450円）からは乖離^{かいり}している。

また、申立人は、申立期間の保険料をA市役所B支所で納付したとしているが、当時、同支所で特例納付及び過年度納付を行うことはできなかったほか、申立人が同支所で国民年金被保険者資格取得手続を行った時に言われた金額

をその場で納付した際、領収書を受け取った記憶は無いとしている点も不自然である。

さらに、申立人に対して、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、申立期間の保険料が納付されたことをうかがわせる関連資料（確定申告書、家計簿、日記等）も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年10月から42年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年10月から42年4月まで

申立期間の国民年金保険料は、区役所の職員から勧誘を受けて、昭和42年4月ごろ元妻が8万円ぐらいをまとめて納付したと聞いていたので未納とされているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、自身の国民年金被保険者資格取得手続及び申立期間の国民年金保険料の納付には関与しておらず、これらについては申立人の元妻が行ったとしている。

しかし、申立人は、申立人の元妻から昭和42年4月ごろにまとめて納付を行ったと聞いていたものが、確かに申立期間に係る国民年金保険料であったかについては記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和51年1月に申立人の元妻と連番で払い出されており、このころ申立人の国民年金被保険者資格取得手続が行われ、20歳到達時の36年10月までさかのぼって被保険者資格を取得したとする処理が行われたものとみられることから、申立人は申立期間の保険料を納付したとする42年4月ごろにおいては国民年金には未加入であったことになり、申立期間の保険料を納付することはできなかった。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したとする昭和42年4月ごろには特例納付は実施されておらず、このころ、さかのぼって納付することができたのは2年間の時効到達前の保険料のみであり、同年4月時点で可能な限りさかのぼって保険料の納付を行った場合(昭和39年1月から42年3月までの27か月分)の保険料額3,000円は、申立人が申立期間に係る納付額と

して記憶する約8万円とは乖離^{かいり}している。

加えて、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、申立期間の保険料の納付があったことをうかがわせる関連資料（確定申告書、家計簿、日記等）も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年5月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年5月から45年3月まで

昭和38年4月に現在地で飲食業を開業し、その時点で父親が国民年金の加入手続をしてくれた記憶がある。国民年金保険料の支払いは、A区役所の女性職員が毎月集金に来ていて、母親が支払いをしていた記憶は確かなので、申立期間について保険料の納付があったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の父親が昭和38年4月に申立人の国民年金加入手続をしたとしているが、申立人の父親は既に死亡しており、加入手続時の状況を確認することはできない。

また、社会保険庁の記録によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和45年8月ごろに申立人の妻と連番（その妻の国民年金手帳記号番号は、既にB町で払い出されていることから重複取消されている）で払い出されており、このころに申立人の父親は申立人の国民年金加入手続を行ったものとみられる。この申立人の国民年金手帳記号番号払出時期を基準にすると、申立期間の大半は特例納付によるほかは時効により国民年金保険料を納付できないほか、この時期は第1回特例納付の実施期間であったものの、主に保険料を納付していたとする申立人の母親は既に死亡しており、申立人から申立期間当時の事情を聴取したが、申立人及び申立人の母親が特例納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人及び申立人の母親が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から44年3月まで

申立期間当時において、私は専業主婦をしており、自分の実家である生菓子製造工場に勤務していた夫が夫婦二人分の国民年金保険料を納付してくれていたと夫から聞いていた。納付を示す書類は一切残っていないが、間違いなく払い込んであると思っていたので、申立期間が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間において、申立人は国民年金加入手続及び国民年金保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする申立人の夫は既に死亡しているため、加入及び納付状況についての詳細は不明である。

また、社会保険庁の記録によれば、申立人の国民年金手帳記号番号払出日は昭和42年6月1日であり、これを基準とすると申立期間の半分は時効により国民年金保険料を納付することはできず、一緒に納付したとされる申立人の夫も申立期間について未納となっている。

さらに、申立人の夫が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）が現存していない上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年8月から50年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年8月から50年6月まで

私は昭和47年8月ごろ、実妹からサラリーマンの妻でも任意で国民年金に加入することができ、保険料も1か月550円であることを聞いた。A市B支所で加入手続をし、毎月、同支所で550円を納付していたが、途中から850円か900円ぐらいになった。領収書はその都度受け取り、国民年金手帳に貼^はって保管していたが引っ越し時に紛失し、納付を証明するものは無いが納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によれば、申立人には昭和36年3月にA市において1回目の国民年金手帳記号番号が払い出されているが、この国民年金手帳記号番号に基づく国民年金被保険者資格は、同年8月に申立人が厚生年金保険被保険者資格を取得したことにより喪失している。

また、昭和45年9月にはA市B支所において2回目の国民年金手帳記号番号が申立人の元夫と連番で払い出されているが、この番号に基づく国民年金被保険者資格は同年10月に申立人の夫の厚生年金保険被保険者資格取得に併せて喪失し、この国民年金手帳記号番号に基づく再資格取得は50年7月15日である。このことは、申立人が所持する国民年金手帳の記載内容とも一致し、申立人は申立期間において国民年金に未加入であったと推認され、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したとは考え難い。

さらに、申立人は毎月、A市B支所で申立期間の保険料を納付したとしているが、申立期間当時、同市における保険料の収納は3か月ごとの口座振替又は国民年金推進員による集金によって行われており、申立人の主張とは相違する。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、申立人に前述の国民年金手帳記号番号の他に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年8月から50年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年8月から50年12月まで

私は、昭和46年8月、出産のため会社を退社後、A町役場へ出向き、国民年金の任意加入手続をした。保険料は、毎月、同町役場で納付書により納めていた。金額は3,000円前後だったと思う。保険料の納付の事実が確認できるものは無いが、申立期間が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録では、申立人の国民年金手帳記号番号は任意加入被保険者として昭和51年2月9日に払い出され、その資格取得日は51年1月20日となっており、このことは申立人が所持する国民年金手帳の記載内容とも一致し、申立人はこのころに国民年金加入手続を行ったものとみられる。この時点を基準にすると、任意加入被保険者は制度上、さかのぼって資格を取得できないことから、申立人は申立期間において国民年金未加入となり、保険料を納付することはできない。

また、申立人は、毎月、A町役場で納付書により保険料を納付したと主張しているが、同町では、昭和49年度まで自治組織による国民年金保険料の集金が3か月ごとに行われており、納付書による自主納付となったのは50年4月からであることから、申立人の主張とは相違する。

さらに、申立人が納付したとする国民年金保険料月額3,000円前後は、申立期間当時の保険料月額（450円から1,100円）とは一致しない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年1月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年1月から48年3月まで

私は、厚生年金保険に加入していない個人経営の建具店に勤務していたので、夫婦一緒に国民年金に加入した。そのころ、市役所職員（集金人）と名乗る男性が、職場か自宅のどちらかに来て「今なら、さかのぼって保険料を納付できる。」との説明があった。すぐに、夫婦二人分の未納となっている期間の保険料16万円弱を現金により納付したので、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の国民年金受付処理簿の記録では、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和51年1月に申立人の妻と連番で払い出されており、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

このため、申立人及びその妻の国民年金加入手続は、昭和51年1月に行われたものと推認されるが、その時点では、過去の未納保険料を一括で納付することができる特例納付（第2回）は終了している。

また、第2回特例納付により申立人及びその妻の20歳以降昭和48年3月までの未納保険料を納付した場合の額は約14万円であるが、申立人は、納付したとする保険料額について、当初の申立てでは約20万円とし、後日の聴取では16万円弱と変更するなど記憶が不明確である。

さらに、社会保険庁が保管する申立人及びその妻の被保険者台帳（マイクロフィルム）では、夫婦共、昭和48年度及び49年度の国民年金保険料を、加入手続から3か月後の昭和51年4月に過年度納付（保険料額は夫婦計約4万円）したことが記録されている。申立人は、この過年度納付については、最近の年

金相談で初めて知ったとしており、申立ての保険料納付を行ったとする当時の記憶が不明確な面が見受けられる。

加えて、申立人が居住するA市では、市職員は、特例納付保険料は取り扱っていなかったとしており、市職員に申立期間の国民年金保険料を一括で納付したとする申立人の説明と矛盾する。

そのほか、申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から50年3月まで

私は、出産を控え動けなくなる前の昭和48年3月に、申立期間の国民年金保険料を納付するため2回A市B区役所に電話をして、納付書を送付してもらった。C郵便局へ行き1年分ごと前納したのに、未納になっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録では、申立人は、昭和46年7月に厚生年金保険に加入したことに伴って国民年金の資格を喪失し、以後、51年4月まで国民年金の資格を取得した記録は無い。

また、申立人は、申立期間当時に国民年金の再加入手続を行った記憶は無く、申立人が所持する国民年金手帳（昭和46年3月発行）においても、昭和46年7月の資格喪失の記載はあるが、以後の資格取得の記載は無い。

以上のことから、申立期間は、国民年金の加入手続が行われていない無資格期間であり、保険料を納付することはできなかったと考えられる。

さらに、申立人は、納付書により郵便局で納付したと述べているが、A市において納付書の発行が開始されたのは、昭和49年1月からである上、同市で保険料の郵便局での取扱いが開始されたのは、50年4月からであり、申立人の説明と矛盾する。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年5月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年5月から49年3月まで

父親が、私の国民年金の加入手続を行い、20歳の時から保険料を納付してくれていた。父親が亡くなった後は、私が母親と二人分の保険料納付をしていた。結婚後は、私と母親と妻の三人分を納付し、60歳になるまで保険料を完納していたのに、申立期間が未納になっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及びその父親が死亡（昭和44年11月死亡）するまでの国民年金保険料の納付は父親が行ってくれていたとしており、申立人は関与しておらず、申立人の父親は死亡していることから、その状況について確認することはできない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和49年2月にA町で払い出されており、申立人は転居したことは無いことなど、申立期間同時に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。このため、申立人の国民年金加入手続は同年2月ごろに行われたものと推認され、申立期間のうち同年1月以前の期間は加入手続以前の期間であることから、その当時に保険料を納付することはできなかったと考えられる。

さらに、申立人の国民年金加入手続が行われたと推認される時点では、申立期間のうち昭和47年1月から49年3月までの保険料を過年度納付及び現年度納付することが可能であったが、申立人は、過去の保険料をまとめて納付したかどうか記憶に無いとしており、納付したとする町役場でも過年度保険料の取扱いは無いとしているなど、当該期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

加えて、申立期間のうち申立人が国民年金保険料を納付していたとする期間

(申立人の父親が死亡した昭和44年11月から49年3月まで)は4年以上と長期にわたるが、申立人は、その間、町役場でその母親及び婚姻後はその妻の分も一緒に納付したとするのみで、納付方法、納付金額等についての記憶は無い。

そのほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿等)は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から同年6月までの期間、57年9月から58年4月までの期間及び61年1月から同年10月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和15年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和47年4月から同年6月まで
② 昭和57年9月から58年4月まで
③ 昭和61年1月から同年10月まで

申立期間①当時にA市役所で、また、申立期間②及び③当時にB市役所の出張所で、国民健康保険の加入手続と一緒に国民年金の加入手続を行ったはずなので、申立期間①、②、及び申立期間③のうち昭和61年1月から同年3月までは未加入で、同年4月から同年10月までの期間のみ加入とされていることは納得できない。

また、申立期間①はA市役所の窓口で、申立期間②及び③はB市役所の出張所の窓口で、毎月、納付書により保険料を納付していたはずなので、納付を証明するものは無いが、保険料の納付があったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①、②及び③共に、厚生年金保険脱退後に国民健康保険の加入手続と併せて国民年金の加入手続を行ったはずであるとしている。

しかし、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和61年12月23日にB市で払い出されており、申立期間当時にA市又はB市で、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、社会保険庁のオンラインシステム記録及び申立人が唯一所持する年金手帳では、申立人の国民年金資格（第1号被保険者）取得日は、昭和61年4月1日と記録されており、それ以前に資格を取得していた記録は見当たらない。

さらに、B市が保管する申立人の被保険者名簿では、昭和61年12月6日に、同年4月1日の国民年金資格取得及び同年11月1日の資格喪失が届け出られ

たことが記載されている。

以上のことから、申立人の国民年金加入手続は昭和 61 年 12 月に行われ、その際、同年 4 月にさかのぼって資格取得したものと推認される。このため、申立期間①、②、及び申立期間③のうち 61 年 1 月から同年 3 月までの期間は無資格期間であり、無資格者に対して納付書が送付されることは無く、保険料を納付することはできなかったと考えられる。

加えて、社会保険庁のオンラインシステム記録では、昭和 62 年 6 月に納付書作成と記録されており、これは、申立期間③のうち 61 年 4 月から同年 10 月までの国民年金保険料の過年度納付書と考えられる。このため、当該期間の保険料は現年度では納付されなかったと推認されるほか、申立人は、過年度納付書によりまとめて納付した記憶は無いとしており、過年度納付が行われていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その上、申立人は、申立期間の国民年金保険料を A 市又は B 市で毎月納付していたとしているが、A 市及び B 市では、昭和 60 年度までは、3 か月ごとの納付書を発行していたとしているほか、申立人が申立期間②及び③の加入手続及び保険料納付を行ったとする B 市役所出張所は、昭和 58 年 6 月 1 日に開所したため、申立期間②当時には存在しておらず、申立人の説明と矛盾する。

そのほか、申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

なお、申立人は、申立期間③のうち昭和 61 年 4 月 1 日からが加入期間で、それ以前の期間は未加入期間とされていることは納得できないとしている。この点については、申立期間③の以前の時点で、申立人は厚生年金保険加入期間を 20 年以上有しており、老齢年金の受給要件を満たしていたことから、同年 3 月以前の期間は国民年金の任意加入の対象期間となる。しかし、任意加入対象期間については、制度上、加入手続の時点からさかのぼって資格取得することはできない。このため、同年 12 月の加入手続時には、基礎年金制度が創設された同年 4 月までさかのぼって第 1 号被保険者の資格を取得したものと考えられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和10年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から38年3月まで
昭和38年4月ごろ、夫が、A市B区役所へ私の住民票を取りに行った際、国民年金への加入を強く勧められ、「区役所で説明を受けて、夫婦二人分の保険料を、2年分さかのぼって納付した。」という話を聞いたことを覚えている。申立期間について未納になっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時の国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、これらを行ったとする申立人の夫は死亡（昭和41年1月）しているため、その状況を確認することはできない。

また、社会保険庁等では、申立人の夫の国民年金保険料の納付記録を保存していないため、申立人の夫の申立期間の保険料の納付状況を確認することはできない。しかし、申立人は、その夫が死亡し、母子年金の受給手続のためにB区役所を訪れた際、「あと数か月でお見舞金が出たのに。」と職員から説明されたと述べている。これは、申立人の夫の保険料納付済月数が死亡一時金の受給要件（保険料納付済月数が36か月以上ある者が死亡した時に、その遺族に支給される。）を満たしていなかったことを説明したものと考えられる。このことから、申立人の夫の死亡時点での保険料の納付済月数は、申立人の納付記録と同様（昭和38年4月から申立人の夫の死亡月の前月である40年12月までの33か月納付）であったものと推認される。

さらに、申立期間について、申立人の夫が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年10月から42年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年10月から42年8月まで

昭和36年10月ごろに実家に戻り、親の農業を手伝っていた。兄は国民年金に加入し保険料を納付しているが、自分が加入していないことが納付できない。父親が加入手続きを行い、保険料を納付していたはずであるので、保険料の納付があったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金の加入手続き及び保険料の納付に関与しておらず、その父親が行っていたはずであるとしているが、申立人の父親が死亡しているため、その状況を確認することはできない。

また、申立人の兄に聴取したところ、申立人家族の国民年金加入手続き及び保険料の納付は、申立人の分も含め、申立人の兄が行っていたとしており、申立人の説明と相違するほか、申立人は、その兄から、現在まで、国民年金の加入手続きと保険料納付を行っていたことを聞いたことが無いとしており、不自然である。

さらに、社会保険庁のオンラインシステム記録及び申立人が申立期間当時に居住したA町の記録では、申立人が国民年金に加入した記録は無いほか、同町で、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出されていた記録も見当たらない。このため、申立人は、国民年金に加入したことは無く、保険料を納付することはできなかつたと考えられる。

加えて、申立人は、昭和42年8月に就職（厚生年金保険加入）し、実家を離れている。このため、これ以前に国民年金に加入していたのであれば、資格喪失手続きを行い、町役場あるいは納付組織が保管していた国民年金手帳を返還してもらうことになるが、申立人及びその兄共、その記憶は無いとしている。

そのほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から50年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月から50年10月まで

私の国民年金加入手続は長男が生まれた翌年である昭和45年4月ごろに、私がA区B出張所で行った。そのころ、新聞では保険料額がどんどん上がっていくとの記事が連日掲載され、43年ごろに厚生年金保険の脱退手当金を受け取ってしまっていたことを後悔していたこともあったので、将来のためにと思い付加保険料も併せて同時に加入した。

それ以降、私は毎月、B出張所へ行き、納付時に国民年金手帳に丸印を押してもらっていたが、納付を始めてから4、5年後に金融機関ならどこでも納付できることとなったため、C県D市に引っ越すまでの期間は2、3か月に一回送られてきた納付書で自宅近くの郵便局で納付した。

昭和45年ごろには、まだ首が据わったばかりの長男をおぶってB出張所へ納付しに行ったことや、保険料月額は付加保険料を合わせても500円より少なかったことを記憶している。また、当時の国民年金手帳は今の年金手帳よりも二回り程度小さく、2桁と2桁の番号が書かれていたことも記憶している。この国民年金手帳や領収書はD市からE県F市に引っ越した時に、現在、所持している年金手帳があるため必要無いと思い、捨ててしまった。

このため、申立期間の保険料を納付したことを示すものは無いが、納付があったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、婚姻した昭和43年ごろに厚生年金保険の脱退手当金を受け取ったため、将来のことを考え、45年4月ごろに国民年金加入手続と付加保険料納付を同時に行ったと主張しているが、社会保険庁の記録によると、申立人へ

脱退手当金が支給されたのは48年7月31日であり、付加保険料制度が導入されたのは45年10月である。

また、申立人は申立期間の国民年金手帳について、今の年金手帳よりも二回り程度小さく、2桁と2桁の番号が書かれていたことも記憶していると主張しているが、当時の国民年金手帳も現在の年金手帳と大きさは変更されておらず、国民年金手帳記号番号も現在の基礎年金番号と同じ10桁の番号であることから、申立人の申立期間の記憶は極めて曖昧である。

さらに、申立人からの要望により、その義妹に申立期間当時の保険料納付状況について聴取したが、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせるような事情は見いだせない。

加えて、申立人の国民年金手帳記号番号（以下、「番号」という。）は昭和51年1月14日にA区で払い出されており、社会保険庁が保存する国民年金被保険者台帳及び申立人が所持する制度共通の年金手帳（昭和49年11月以降に使用）を見ると、申立人は50年11月27日を資格取得日として任意加入していることが確認できる。申立人の夫は、申立人と43年11月に婚姻後、申立期間を通じて厚生年金保険被保険者であったことから、厚生年金保険被保険者の配偶者の国民年金加入については申立期間当時、任意適用であり、申立人の資格取得日についても不自然な点は認められない。

その上、任意加入者の場合には制度上、さかのぼって資格取得することはできないことから、申立人は申立期間について国民年金に加入していなかったこととなり、申立人が申立期間の保険料を納付したとは考え難い。

このほか、申立人へは昭和51年1月払出しの番号のほかに、36年2月に出身地であるG市で、旧姓により別の番号が払い出されているものの、この番号は37年2月に資格喪失（この番号は、平成16年11月に現在の基礎年金番号に記録が統合されている。）していることから、申立人の申立期間の保険料の納付がこの番号に記録されていたとも考え難い。

そのほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無い上に、申立人へ払い出されたことが確認されている前述した番号以外の別の番号が、申立人に払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から45年3月まで

時期の記憶は無いが、A市B区役所の職員が自宅に来て、国民年金への加入を勧められたので、夫婦で加入の手続を行った。この時、職員に「今、加入しても年金をもらうには年数が足りない。」と言われたので、それまで未納となっていた自分と夫の保険料について、二人でまとめて32万円から36万円ぐらいを集金人へ納付した記憶がある。しかし、申立期間について夫のみが納付済みとされ、私が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人及びその夫の国民年金手帳記号番号払出時期（昭和45年7月）、及びその夫の納付記録から、払出時期に行われていた第1回特例納付期間（昭和45年7月から47年6月まで実施、特例納付可能期間は45年6月分まで）において、申立期間の保険料を特例納付及び過年度納付により納付したものと主張していると認められる。

ところで、申立人は、申立人及びその夫のそれまで未納となっていた保険料について、32万円から36万円ぐらいをまとめて納付したとしている。社会保険庁の記録から、申立人の夫は第1回特例納付期間により、昭和36年4月までさかのぼって保険料を納付したことが推認できるものの、申立人及びその夫が国民年金手帳記号番号の払出しを受けた45年7月にそれまで未納となっていた36年4月から45年7月までの保険料を特例納付、過年度納付及び現年度納付した場合の保険料額は9万450円となり、申立人の主張と大きく乖離^{かい}する。

また、申立人は、前述した保険料を集金人へ納付したとしているが、申立人が45年ごろに居住していたA市の集金人は特例納付や過年度納付を収納して

いなかったことから、申立人の記憶は極めて曖昧^{あいまい}である。

さらに、申立人の夫は既に亡くなっていることから、申立人がまとめて納付したとする状況について確認することもできない。これらのことから、申立人がまとめて納付したと主張する内容については全く不明である。

加えて、申立人は昭和 45 年時点で 35 歳であり、同年 4 月から保険料を納付しても満 60 歳到達の前月までに年金受給に必要な納付月数（300 か月）を満たすこととなるため（306 か月）、申立期間の保険料をあえて納付する必要性は無かったと考えられる。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無い上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年4月から同年6月までの期間、57年7月から同年9月までの期間、60年1月から同年3月までの期間、同年7月から62年10月までの期間、同年12月、63年5月、同年9月、平成元年1月及び同年2月、同年5月から同年9月までの期間、2年1月、同年3月、同年8月、同年12月、3年2月、同年7月から4年10月までの期間、5年3月から同年6月までの期間、同年12月、6年2月及び同年4月から7年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年4月から同年6月まで
② 昭和57年7月から同年9月まで
③ 昭和60年1月から同年3月まで
④ 昭和60年7月から62年10月まで
⑤ 昭和62年12月
⑥ 昭和63年5月
⑦ 昭和63年9月
⑧ 平成元年1月及び同年2月
⑨ 平成元年5月から同年9月まで
⑩ 平成2年1月
⑪ 平成2年3月
⑫ 平成2年8月
⑬ 平成2年12月
⑭ 平成3年2月
⑮ 平成3年7月から4年10月まで
⑯ 平成5年3月から同年6月まで
⑰ 平成5年12月
⑱ 平成6年2月
⑲ 平成6年4月から7年9月まで

私の元夫（申立人）は昭和 40 年 4 月の結婚後、夫婦二人分の国民年金保険料を併せて納付していたはずである。申立期間当時、元夫は従業員を 10 名程度雇って自営していたため、金銭的には余裕があったはずであり、保険料をどのように納付していたかは知らないが、申立期間についても納付していたはずである。このため、申立期間について元夫の保険料の納付があったことを認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の元妻が、死亡した申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第 3 委員会の判断の理由

申立期間は 19 回と極めて多数であり、合計で 92 か月と長期である上、申立人は平成 18 年 7 月に死亡しており、その元妻も申立期間当時の納付に関与していないことから、申立人が行ったとする申立期間の納付に関する状況は全く不明である。

また、申立人が申立期間中に居住していた A 市作成の国民年金口座振替対象者一覧表を見ると、申立人は、昭和 55 年 4 月から平成 8 年 2 月まで口座振替により国民年金保険料を納付していることが確認でき、同表の金融機関支店コードから申立人が口座振替を行っていた申立人名義の口座は B 信用金庫 C 支店であることが判明した。

さらに、同支店に照会したところ、申立人名義口座の昭和 63 年 4 月以降の入出金記録が保存されていたため、同年 4 月から平成 7 年 9 月までの記録を確認したところ、昭和 63 年 4 月以降の申立期間の口座振替による保険料納付状況は、社会保険庁の申立人の記録、及び A 市作成の申立人の納付データ明細表（記号番号順）の記録とすべて一致していた。このことから、申立期間のうち、B 信用金庫 C 支店に記録が無い 56 年 4 月から 63 年 3 月までについても、社会保険庁及び同市の記録には不備が無いと推認され、申立人が申立期間の保険料を納付したとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらず、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）も無い上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年9月から同年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年9月から同年11月まで

私は昭和52年9月にA市に転居し、同年10月から同市内の病院で勤務したが、本採用は同年12月からだったため、それまでは国民年金に加入した。保険料は同市役所から納付書が送られてきたので、納付した金額の記憶は無いものの、同市役所で納付した。

また、私は申立期間当時から年金制度への意識を強く持っており、申立期間前の昭和51年4月に勤務先が変わった際も仮採用の期間が数か月間あったが、その間も国民年金に加入し保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間当時の保険料納付に関する記憶は曖昧である上、申立人が所持する制度共通の年金手帳を見ると、申立人が、昭和51年8月1日に国民年金の資格を喪失してから、再度、国民年金の資格を取得した記録は無く、52年9月にA市へ転居した際の住所変更も行われていない。これらは、社会保険庁の記録、及び同市で申立人の国民年金被保険者名簿が作成されていないことと一致する。

また、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立人はA市へ転居して以降、国民年金に関する手続を行っていないと推認される。これらのことから、申立人は申立期間について国民年金に加入していなかったこととなり、申立人が申立期間の保険料を納付したとは考え難い。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見

当たらない上、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から46年3月まで

私は申立期間当時、自営業者だった。昭和46年ごろ、妻から私が国民年金に加入していないことを指摘され、また、今まで未納となっている保険料について10年間分まとめて、さかのぼって納付できることも聞いた。このため、同年12月ごろ、母親にお金を渡し、私の国民年金加入手続と申立期間の保険料納付をしてもらった。納付した保険料額はよく覚えていないが、納付した場所はA市B区役所かC社会保険事務所だったと思う。このため、申立期間について未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は昭和46年12月20日に払い出され、36年4月1日を資格取得日として強制加入している。

また、申立人の国民年金手帳記号番号払出日は、第1回特例納付実施期間(昭和45年7月から47年6月まで実施)中であり、申立期間は特例納付及び過年度納付することが可能な期間である。

しかし、申立人は申立期間の保険料納付には関与しておらず、申立人自身の金銭で特例納付したと述べているものの、その保険料額についての記憶は極めて曖昧^{あいまい}な上、これらを行ったとするその母親は高齢のため、申立人が申立期間の保険料を納付したとする昭和46年ごろの納付状況を聴取することができない。

さらに、申立人が、今まで未納となっている保険料について10年間分まとめて、さかのぼって納付できることを教えてくれたとするその妻に、申立人が申立期間の保険料を納付したとする当時の状況について聴取しようとしたが、

協力を得ることができなかった。これらのことから、申立期間の保険料の納付状況については全く不明である。

加えて、申立人の母親が、申立人の申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無い上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年10月から平成元年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年10月から平成元年6月まで

私は昭和49年10月に会社を退職し、卸売業の自営を始めた。その後、50年5月に法人を設立したが、小規模だったため、厚生年金保険の適用事業所にならなかった。このため、社会保険事務所に助言され、A市役所で国民年金に加入した。それ以後の保険料は、毎年、B信用金庫C支店で一括納付（前納）していたと思う。

また、申立期間当時、私は国民健康保険にも加入しており、A市役所も国民健康保険と国民年金は併せて加入させていたと説明していることから、間違いなく国民年金に加入していたはずである。このため、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の保険料をB信用金庫C支店で一括納付（前納）したとしているが、その納付時期及び納付額に関する記憶は無い。

また、申立人の元妻に申立期間の始期から昭和58年12月の離婚までの申立人の保険料納付状況を聴取するため、申立人へ協力を依頼したところ、その元妻とは申立期間の始期ごろから既に別居状態であり、申立期間のことは何も知らないとしており、これを行えなかった。

さらに、申立期間当時、申立人が事業の会計処理等を依頼していたとする税理士も既に亡くなっており、申立期間当時の納付状況について確認することができない。これらのことから、申立期間の保険料納付状況については全く不明である。

加えて、申立人の国民年金手帳記号番号は夫婦連番で昭和46年4月9日に払い出されており、45年5月16日を資格取得日として加入しているが、申立

人は一度も保険料を納付することなく 47 年 2 月 8 日に厚生年金保険加入資格を取得したことに伴い資格を喪失している。これ以降、申立人が国民年金の資格を再取得した形跡はうかがわれず、申立期間は国民年金に加入していないこととなるため、申立人が申立期間の保険料を納付したとは考え難い。

その上、申立人の厚生年金保険加入期間は、申立人が国民年金に初めて加入した昭和 45 年 5 月時点で 265 か月（22 年 1 か月）であり、既に年金受給権（厚生年金保険被保険者期間が 20 年以上）を確保している。このため、申立人が国民年金保険料を納付する必要性は乏しかったと考えられ、申立期間より前の 45 年 5 月から 47 年 1 月までの保険料は未納となっており、申立人もこの期間について保険料を納付した記憶は無いと述べている。

このほか、申立人は、申立期間当時に国民年金に加入した根拠として、当時、A 市では国民健康保険に加入した者は必ず国民年金に加入することとされていたとしているが、これについて同市へ照会したところ、「当市では、国民年金制度が改正された昭和 61 年 4 月以降は原則として国民健康保険加入者に対して国民年金にも加入させる措置を採ってきたが、それ以前の任意加入対象者については、国民健康保険に加入したとしても、国民年金への加入判断はその対象者にゆだねていた。」と回答しており、申立人の主張と一致しない。

そのほか、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無い上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年9月の国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。また、申立人の同年10月から49年9月までの期間、50年1月から52年3月までの期間及び同年10月から55年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできないことから、還付されていないものと認めることもできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年9月から49年9月まで
② 昭和50年1月から52年3月まで
③ 昭和52年10月から55年3月まで

私は昭和36年に国民年金に加入し、保険料については55年3月分まで町内会の組長が集金に来ていたので、町内会経由で納付した。また、私は47年9月から厚生年金保険にも加入した。このため、当時の町内会の組長が記帳した町費税等領収帳で、私が国民年金保険料を納付したことが確認できる申立期間①、②及び③については、国民年金と厚生年金保険の保険料を重複して納付していたことになるが、私には重複して納付したこれらの申立期間の国民年金保険料を還付された記憶は無いので、還付してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①のうち昭和47年9月について、社会保険庁が保存する申立人の国民年金被保険者台帳（以下「台帳」という。）には、申立人が同年9月1日に資格を喪失したことが記録されており、また、A市が保存する申立人の国民年金被保険者名簿においても、厚生年金保険被保険者資格取得により、同年9月1日付けで国民年金の資格を喪失した届出を同年10月23日に受理したことが記録されている。

さらに、社会保険庁においては、昭和47年9月の還付整理簿は保存期間満了のため既に廃棄されているものの、台帳の昭和47年度欄には、同年9月の国民年金保険料について、いったん納付済みとした上、「キャンプ」と手

書きし、同年度の納付月が6か月（同年4月から同年9月まで）から5か月（同年4月から同年8月まで）に記録訂正されており、同年9月の保険料を還付したことがうかがわれる。

加えて、この還付処理について不自然な点は認められない。

- 2 申立期間①のうち昭和47年10月から49年9月までの期間、②及び③について（以下、この項で「申立期間」という。）、申立人の国民年金の資格は、前述したとおり、47年9月1日に喪失しており、申立期間当時において、申立人は国民年金に加入していなかったこととなるため、申立人が申立期間の保険料を納付したとは考え難い。

また、申立人が所持する町費税等領収帳の申立期間の記録には、一人分の保険料を納付した記録しかない。これについて、申立人の妻を通じて申立人の二男に申立期間当時の状況を聴取したところ、申立人の二男は申立人に保険料を渡して納付してもらっていたと述べており、社会保険庁の記録によれば、申立人の二男は申立期間についてすべて納付済みである。前述したとおり、申立人は申立期間の国民年金の資格を喪失していることから、この記録は、申立人の二男の保険料を納付した記録と推認される。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無い上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

- 3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が昭和47年9月の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。また、申立人が同年10月から49年9月までの期間、50年1月から52年3月までの期間及び同年10月から55年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできないことから、還付されていないものと認めることもできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年8月から43年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年8月から43年7月まで

私は昭和42年8月にそれまで勤めていた会社を退職し、別の会社でアルバイトとして勤務することとなったため、厚生年金保険の加入資格を喪失した。このため、国民健康保険にはすぐに加入したが、国民年金には未加入だった。その後、46年ごろに国民健康保険の手続の関係でA市B区役所へ行った時に国民年金のことを知り、職員の説明を受けて加入した。この時、職員からそれまで未納となっていた保険料も納付した方がいいと言われたため、過去に厚生年金保険に加入していたことを伝え、保険料を計算してもらった。その数か月後に給与を貯めて、同区役所の窓口か区役所内の銀行かの記憶は無いが、保険料をさかのぼって一括で納付した。

また、納付した時に領収書を何枚か交付されたので、これを国民年金手帳に貼^はって保存していたが、平成16年に年金を受給するようになったので1年後に廃棄してしまった。このため、一括で納付した金額は正確には分からない。しかし、3万から4万円ぐらいを出してお釣りをもらったような記憶もあるので、申立期間の保険料も納付したはずであり、未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間を含めて、さかのぼって一括で納付した保険料額について、「3万から4万円ぐらいを出してお釣りをもらったような記憶もある。」としている。これについて、申立人の国民年金手帳記号番号払出時点（昭和47年1月）で特例納付、過年度納付及び現年度納付により、申立期間を含めたこの時点までの未納となっている保険料を納付した場合の保険料額は2万2,500

円となり、申立人の主張と一応近似するものの、申立人の金額の記憶は曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 47 年 1 月 5 日に払い出されており、社会保険庁のオンライン記録によれば、資格取得日を 43 年 8 月 26 日として強制加入している。この資格取得日の記録は、社会保険庁が保存している国民年金被保険者台帳や A 市が保存している国民年金被保険者名簿も同様な記録であり、申立人が加入手続から数か月後に市役所を訪れた際には、この記録を元に納付の案内や納付書が作成されることを考えると、申立期間は資格取得日以前の期間であったことから保険料を納付することはできなかったと推認される。これらのことから、社会保険庁の申立人の納付記録によれば、申立人が、46 年ごろに国民年金手帳記号番号払出時期に時効を迎えていた、資格取得月である 43 年 8 月から 44 年 9 月までの保険料の特例納付を行ったことは推認できるものの、申立人が国民年金に未加入となっていた申立期間についてまで特例納付したとは考え難い。

さらに、これら以外に申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情は見当たらず、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無い上に、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年10月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年10月から41年3月まで

私は高校卒業後、農漁業に従事していた。私の国民年金については、私が20歳になった時に父親が町内会で国民年金の加入手続をしてくれたと思う。保険料納付についても、町内のA公民館で町内会長が保険料を集金する日に父親が納付していたので、私の分の保険料を納付していないはずはない。町内の同級生及び1歳下の同業者も20歳から国民年金に加入し保険料を納付しているので、私も同様だと思う。

私は昭和42年ごろに婚姻するまで、戸籍上の名前でない通称名を使っていたので、別の国民年金手帳記号番号があるのではないかと思う。このため、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は国民年金の加入手続及び申立期間の保険料納付に関与しておらず、これらを行ったとする申立人の父親は既に亡くなっており、申立人と国民年金手帳記号番号が連番で払い出されている申立人の弟にも申立期間の記憶は無い。これらのことから、申立期間当時の申立人の加入状況及び納付状況は全く不明である。

また、申立人及びその弟の国民年金手帳記号番号は連番で昭和42年3月14日に払い出されており、申立人はこのころに国民年金加入手続を行ったものとみられるが、この時点を基準とすると、申立期間のうち一部の保険料は時効により納付できない。

さらに、申立期間には国民年金手帳記号番号払出日の時点で過年度納付が可能であった期間もあるが、申立人はその父親が町内会に納付したとしており、当時、B市では町内会は過年度納付を収納していなかった上、申立人と同時に

加入手続したその弟もこの期間は未納であり、申立人の父親が、この期間について過年度納付したことをうかがわせる事情は見いだせない。

加えて、申立人が通称名で、別に国民年金に加入していないかについてB市に確認したが、通称名での国民年金手帳記号番号の払出しの事実、及び国民年金被保険者名簿の存在は確認できなかった上、申立人の父親が申立人の申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年から 37 年 1 月 18 日まで
当時のことを証明できるものは何も無いが、申立期間はA社に在籍し、三輪自動車の運転手として就労していた。確かに厚生年金保険料を支払っていたはずであるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社における申立人の同僚の証言から判断して、申立人が、同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社は、申立期間当時の関連資料を保存しておらず、当時の事務担当者の証言も得られないため、同社における申立人の勤務実態、厚生年金保険料の控除の有無、及び同社が申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得に関する届出を申立てのとおりに行ったか否かを確認することができない。

また、申立人が同室だったと供述している者も含め、申立人が同時期に勤務していたとして名前を挙げた同僚の中に、厚生年金保険の被保険者記録の無い者が見られることから、A社は、一部の従業員については厚生年金保険の加入手続を行わない取扱いをしていたことがうかがえる。

さらに、社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立期間における健康保険の整理番号に欠番は見られない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案 1161

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 10 月から 50 年 11 月まで

私は、昭和 48 年 10 月ごろから 50 年 11 月ごろまで A 社で働いていた。保険料控除を確認できる資料は無いが、A 社で働いていたことは事実なので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社における申立人の同僚の証言から判断して、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A 社には、当時の資料等は保存されておらず、当時を知る者もいないため、申立人の在籍、保険料控除の事実が確認できない。

また、申立人は、昭和 48 年 10 月から 50 年 11 月までの期間に A 社に勤務していたと主張するが、当該期間のうち 50 年 4 月から同年 11 月までの期間については、B 社に勤務していたことを示す雇用保険の加入記録が存在する。

さらに、社会保険事務所が保管する A 社の健康保険厚生年金保険被保険者原票の中に申立人の名前は無く、同原票の健康保険の整理番号に欠番も見られない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案 1162

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 6 月 8 日から同年 10 月 1 日まで
② 昭和 46 年 12 月 28 日から 47 年 6 月 1 日まで

昭和 46 年 3 月 10 日に A 社へ入社し、47 年 5 月末日まで勤務した。その間、継続して厚生年金保険料を控除されていたと記憶しているため、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料は無い。

また、申立人が同僚及び顧客として名前を挙げた 25 人に加え、A 社において被保険者記録のある 26 人に確認したところ、申立人を覚えていない、記憶しているものの勤務時期を特定できないと証言したり、既に死亡又は連絡がとれなかったりした。

さらに、社会保険事務所が保管する A 社の厚生年金保険被保険者名簿の申立期間における健康保険の整理番号に欠番は見られない。

加えて、申立期間①のうち A 社が雇用保険を成立させた昭和 46 年 9 月 1 日から同年 9 月 30 日までの期間、及び申立期間②については、申立人の雇用保険の加入記録は存在しない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案 1163

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 27 年 3 月から 31 年 9 月 1 日まで

私は、昭和 27 年 3 月から A 社に勤めていたのに、厚生年金保険の資格取得日が、なぜ 31 年 9 月 1 日になったのか分からない。申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社における申立人の同僚の証言から判断して、申立人が、申立期間に同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A 社は昭和 43 年 9 月に全喪しており、当時の事業主は既に亡くなっているため、申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実は確認できない。

また、社会保険事務所が保管している厚生年金保険手帳記号番号払出票から、申立人の年金手帳記号番号が昭和 31 年 9 月 4 日に A 社で払い出されたことが確認できるとともに、同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、26 年 3 月 1 日から 31 年 9 月 1 日までの健康保険の整理番号にも欠番は見られない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案 1164

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 10 月 18 日から 42 年 3 月 1 日まで
私は前の会社を退職してすぐに、A社B支社に入社した。A社本社ではパチンコ台を作っており、B支社では営業をしていた。従業員は12人ぐらいおり、寮に住んでいた。申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料は無い。

また、A社B支社では、社会保険事務所の記録上、厚生年金保険の適用事業所の手続は行われておらず、申立人と同日に厚生年金保険に加入した同社B支社の同僚は、同社本社で厚生年金保険に加入していることから、本社が適用事業所であったと推認されるところ、社会保険事務所保管の本社の健康保険厚生年金保険被保険者原票によれば、申立期間に申立人の名前は無く、健康保険の整理番号に欠番も無いなど、社会保険事務所の事務処理に不自然な点は認められない。

さらに、A社本社及び同社B支社によれば、「申立期間当時の名簿は残っておらず、当時の厚生年金保険について分かる者もない。厚生年金保険については、昭和43年からの記録しかない。ただ、入社して直ちに厚生年金保険に加入していない人もいたのではないかと思う。」と回答しており、申立人の在籍等が確認できない上、前記同僚は、「私は、厚生年金保険に加入した昭和42年3月1日より前からB支社に勤務していた。」と証言していることから、A社では、採用と同時に厚生年金保険の加入手続を行っていなかったと推認される。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案 1165

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年4月14日から24年11月14日まで
A社B支社での厚生年金保険の加入記録は無いとの回答をもらった。

昭和22年4月14日、A社に入社、同月から24年11月まで、同社B支社に勤務し、その後、同社C支店で勤務した。

在職したことが確認できる退職所得源泉所得徴収票があるので、この期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

退職所得源泉所得徴収票等から、申立人が申立期間においてA社B支社に勤務していたことは推認できるが、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料は無い。

また、社会保険事務所の記録によれば、A社B支社は昭和28年8月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は厚生年金保険の手続が行われていないことが確認できる上、申立期間のA社本社の厚生年金保険被保険者名簿に申立人の名前は無い。

さらに、A社事務担当者によれば、「当時、厚生年金保険は、入社と同時に加入ではなかったものと思われる。」旨の証言をしている。

加えて、申立てに係るA社B支社の同僚等は、死亡又は連絡先不明で、周辺事情を調査することができない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案 1166

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 7 月 18 日から 32 年 3 月 1 日まで
私はA社に昭和 31 年 7 月 18 日に入社し、定年まで勤務した。社会保険事務所の回答によると、被保険者期間が昭和 32 年 3 月 1 日から平成 8 年 9 月 21 日となっているが、納得できない。申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出を受けた労働者名簿によれば、臨時工として昭和 31 年 7 月 18 日入社、32 年 4 月 21 日日本雇用、32 年 3 月 1 日厚生年金保険加入となっており、申立人が申立期間に同社に勤務していたことが確認できる。

しかし、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料は無い。

また、同社によれば、上記の労働者名簿以外の資料は廃棄済みで確認できない上、「当時の担当者は既に死亡しており、当時の取扱いは分からないが、当時は試用期間の制度があり、採用と同時に厚生年金保険に加入させていなかったのではないか。」と回答している。

さらに、前記の労働者名簿から、昭和 31 年 6 月及び同年 8 月に同社に入社が確認できた同僚二人は、いずれも申立人と同日の 32 年 3 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得しており、本雇用になった時期に厚生年金保険に加入したと証言している。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案 1167

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年9月から35年3月1日まで
私は、昭和34年9月から35年3月6日までA社に勤めていた。

しかし、社会保険庁の記録は、昭和35年3月1日資格取得、同年3月6日資格喪失とされている。同社の勤務期間が1週間ほどしかなかったことはありえないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録によると、申立人が、同じ夜間高校の同級生で、自分より先にA社に勤務していたと記憶している同僚の同社における資格取得日は、申立人と同日の昭和35年3月1日であるとともに、申立人及びこの同僚の厚生年金保険記号番号は同年3月9日に連番で払い出されたことが確認できることから、社会保険事務所の記録に不自然な点は見当たらず、申立期間当時、同社では、入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いを必ずしも励行していなかったことがうかがえる。

また、A社は既に解散しており、申立期間当時の関連資料を得ることはできない。

さらに、申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる資料は無く、ほかに申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 12 月 1 日から 9 年 3 月 1 日まで

社会保険庁の記録によると、申立期間当時に勤務していたA社に係る私の標準報酬月額は22万円とされているが、同社から支給されていた給与はそれよりはるかに多い額だった。

A社から支給された給与の額が確認できる預金通帳があるので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「歩合給の営業職であったため、給与の額は変動していたものの、おおむね毎月80万円から160万円程度の給与を受給していた。」と主張しているところ、申立人が保管している預金通帳の記録によると、給与とみられる振込額は0円から約140万円と幅があるものの、申立期間の27か月間のうち、当時の最高標準報酬である59万円を上回っている月が15か月、申立期間の平均支給額は約70万円であり、社会保険庁に記録されている標準報酬月額22万円を大きく上回っていることが確認できる。

しかし、申立人が勤務していた事業所に係る社会保険庁の記録において、申立人の厚生年金保険資格取得前後に資格取得した者20人の標準報酬月額を確認したところ、おおむね15万円から24万円までであるとともに、申立人が同じ営業職であったと記憶している同僚についても、その標準報酬月額は22万円であることが確認できる。

また、申立人と同じ営業職であった複数の同僚に聴取したところ、「標準報酬月額が、実際の給与支給額と一致していないことについては承知している。」と証言しており、このうち1人は「歩合給のため給料に変動があるので、社会保険事務所に対する標準報酬月額の届出は安い額としておくと事業主から説明を受けた記憶がある。」と証言しており、申立期間当時、A社では歩合給を含む給与総額に基づく標準報酬月額の届出を励行していなかったことがうか

がえる。

さらに、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 3 月 1 日から 46 年 2 月 1 日まで
私は、会社退職時に社長から、今後も厚生年金保険を続けて掛けるか聞かれた。昭和 46 年 2 月 28 日に結婚を控えており、夫となる人が国民年金に加入していたので、国民年金に加入すると答えたのを覚えている。脱退手当金の申請もしてないし、お金も受け取っていないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月後の昭和 46 年 3 月 10 日に脱退手当金の支給決定がなされているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人は、A社を退職してから約6年後の昭和 51 年 10 月 21 日に、国民年金手帳の記号番号が払い出されていることが確認でき、その際の資格取得日が申立期間と重複する 42 年 2 月 13 日（申立人が 20 歳に達した日）からとなっていることを踏まえると、その時点で申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認識していたものとは考え難い。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案 1170

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 4 月 27 日から 32 年 2 月 21 日まで
② 昭和 32 年 3 月 29 日から 33 年 10 月 26 日まで
社会保険事務所から、A社、B社及びC社での厚生年金保険の加入期間のうち、A社及びB社の期間については、脱退手当金が支給済みとの回答をもらった。脱退手当金を受給した記憶は無いので、脱退手当金受給の記録を訂正し、年金額へ反映させてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りが無い上、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月半後の昭和34年2月11日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人の脱退手当金が支給決定された時期は通算年金制度創設前である上、B社は、「退職者に脱退手当金制度について説明し、裁定請求書を交付していた。」と回答している。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。